

令和 7 年 第 6 回大和村定例農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和 7 年 6 月 2 5 日（水） 9：00 ～ 10：30

2 開催場所 役場 第 3 会議室

3 出席者

農業委員（5 名）

1 番 勝 三千也	2 番 藤村 秀久
3 番 玉野 公和	4 番 國副 八重子
5 番 上村 太一	

農地利用最適化推進委員（2 名）

泉 富保 坂元 龍馬

4 議事日程

日程第 1 会議録署名委員の指名

日程第 2 会期の決定について

日程第 3 諸般の報告

日程第 4 協議

議案第 1 1 号 農地法第 3 条許可申請について（思勝・大和浜地区）
議案第 1 2 号 農地法第 3 条許可 取下げ願いについて（戸円地区）
議案第 1 3 号 非農地判断について（今里地区）

日程第 5 各農業委員・推進委員活動報告

日程第 6 事務連絡

日程第 7 その他

閉会

農業委員会事務局職員

事務局長 福本 新平

農地主事 菊地 諒

会計年度任用職員 満 清久

議長	日程第1 会議録署名委員の指名を行います。大和村農業委員会会議規則第19条第3項の規定により、会長において指名いたします。これにご異議ありませんか。
委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。それでは4番 國副委員，5番 上村委員の両氏を本日の署名委員に指名いたします。両氏は、よろしくお願いいたします。
議長	(会期の決定) 日程第2 会期についてお諮りいたします。 会期については本日1日間といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。
委員	異議なし。
議長	異議なしと認めます。よって会期については、本日1日間といたします。
議長	日程第3 事務局より諸般の報告を求めます。
事務局	第4回総会以降の諸般の報告につきましては、各農業委員のお手元にお配りした資料のとおりであります。以上で諸般の報告を終わります。
議長	続きまして、日程第4 議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請について(思勝地区、大和浜地区)について提案をいたします。議案第11号の内容説明を事務局から現地調査報告を2番委員の藤村委員と5番委員の上村委員からお願いいたします。それでは、事務局より内容説明をお願いします。
事務局	(議案第11号について内容説明) 議案第11号につきまして、農地法第3条許可申請について(思勝地区、大和浜地区)の提案いたします。令和7年5月20日付で申請、令和7年5月23日に受付しております。譲渡人が〇〇〇〇(〇〇〇在住)、譲受人が〇〇〇〇(〇〇〇在住)で所有権の移転です。該当農地の所在は大和村大字大和浜〇〇〇、〇〇〇、思勝〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇の計5筆で、面積合計1,647㎡です。登記簿、現況の地目は資料の通りです。
2番委員	(現地調査報告) 母から息子への贈与とのことで息子さんとも現地で話を伺い今後も耕作していくとのことでした。また申請地は、シシ柵もされており管理をしっかりされていて問題ないと思います。
5番委員	野菜をきれいに作ってあり問題ないと思います。
議長	議案第11号について審査質疑に入ります。何かご質問等ございませんか。
3番委員	他にも耕作中の農地があると思いますが、そこはどうするのですか。
事務局	地籍調査事業が入ってなく名義人が未確定の農地にしてその他耕作中の農地周辺の名義人も本人の名義ではなく、今後地籍がはっきりしてから相続や貸借の対応をすることを指導しています。
議長	それでは議案第11号の農地法第3条の規定による許可申請(思勝地区、大和浜地区)の許可について原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	異議なし。

議長	異議なしと認め、議案第11号の農地法第3条の規定による許可について原案のとおり許可することに決定いたします。 続きまして、議案第12号 農地法第3条許可 取下げ願いについて（戸円地区）について提案をいたします。議案第12号の内容説明を事務局からお願いいたします。
事務局	議案第12号につきまして、農地法第3条許可 取下げ願いについて（戸円地区）の提案をいたします。平成28年1月15日に農地法第3条の許可を受けていた（指令番号第1号 譲渡人 ○○○○さん、譲受人 ○○○さん）許可の取下げ理由としまして、当時農地法第3条の許可を受けたが登記の移転をしていないまま現在になっており、さらに規模縮小を検討していたところ一部を第三者に譲るとなったため取下げになりました。
3番委員	第三者とは、○○○○さんで間違いはないですか？それであれば担い手なので問題ないと思います。
議長	それでは議案第12号、農地法第3条許可 取下げ願いについて（戸円地区）について原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	異議なし。
議長	異議なしと認め、議案第12号の農地法第3条許可 取下げ願いについて（戸円地区）について原案のとおり許可することに決定いたします。 続きまして、議案第13号 非農地判断（今里地区）について提案をいたします。議案第13号の内容説明を事務局からお願いします。
事務局	（議案第13号について内容説明） 議案第13号 非農地判断（今里地区）について、該当の農地の所在は大和村大字今里字クツレ、金久ノ平、里の計8筆です。現状すべて耕作放棄地で調査区分B判定の農地ではない状態になります。
議長	それでは議案第13号、非農地判断（今里地区）について審査質疑に入ります。何かご質問等ございませんか。
2番委員	近くの土地と一体的に利用できるところはないか。
事務局	農地として一体的に利用できることはありません。
議長	それでは議案第13号、非農地判断（今里地区）について原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
委員	異議なし。
議長	異議なしと認め、議案第3号の非農地判断（今里地区）について原案のとおり許可することに決定いたします。 続きまして、日程第5 各農業委員・推進委員活動報告を2番 藤村委員より順次お願いします。
委員	農業委員活動報告 ・農業用水管理

	・すもも出荷について ・地区別ですももの収穫量が違う要因とは何か。 ・すももの年間管理について ・支庁の農業担当者の引継ぎ，考え方の統一について ・農作業中の熱中症対策について 以上で，活動報告を終わります
議長	続きまして，日程第 6 事務連絡をお願いします。何かございませんか。
事務局	・農業振興地域の見直しについての今後の計画について
委員	事業導入や土地改良区は青地で残していき，小規模でも耕作中のところは白地で残していくべき。集落内などで生産性の低い農地は検討すべき。 また，事業導入や土地改良完了してからの期間によっては青地で残すべきところもあるため，期間を確認していく。地域計画は青地を計画内にしている。
議長	続きまして，日程第 7 その他 何かございませんか。
3 番委員 事務局	・すももの出荷量について ・イノシシ柵の事業について ・さくひめ（桃）の紹介
議長	以上で，令和 7 年第 6 回定例農業委員会総会を閉会いたします。 議事録署名委員 4 番委員（國副） 5 番委員（上村）